

## 住民監査請求監査結果

### 第1 請求の受理

#### 1 請求人

X

#### 2 相手方

札幌市長（以下「市長」という。）

#### 3 請求の提出日

平成26年2月25日

#### 4 請求の要件審査

この札幌市職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を備えているものと認め、請求の提出日付けで受理した。

### 第2 監査の実施

#### 1 請求の概要

##### (1) 請求の要旨

札幌市が委託している豊平区東地区道路維持除雪業務（以下「本件業務」という。）において、一部歩道除雪が実施されていないにもかかわらず、違法に委託料が支払われ札幌市に損害が生じている。

そこで、市長に対し、その委託料相当額の返還を求める。

また、豊平区土木部の除雪管理体制が不備であるので、その是正を求める。

##### (2) 請求の理由

札幌市が本件業務を委託している「A共同企業体（以下「共同企業体」という。）」は、平成25年度豊平区東地区（月寒地区）歩道除雪工路線図の路線46番及び53番の一部（以下「本件路線」という。）において、歩道除雪を実施していない。しかし、本件路線は、歩道除雪を実施すべき路線であり、共同企業体に支払われている委託料は歩道除雪を実施することを前提として積算されている。したがって、歩道除雪が実施されていない部分に係る委託料相当額は違法な支出であり、札幌市の損害である。

よって、実態調査のうえ、適正な予算実行を求める。

## 2 監査期間

平成 26 年 2 月 25 日から平成 26 年 4 月 9 日まで

## 3 監査対象事項

前記 1 の事項全てを監査の対象とした。

## 4 請求人の新たな証拠の提出及び陳述

請求人の陳述は平成 26 年 3 月 14 日に行われた。請求人からは新たな証拠の提出はなかった。

## 5 監査対象部

札幌市豊平区土木部

## 6 監査の方法

地方自治法第 242 条第 4 項の規定による監査は次の方法で実施した。

### (1) 書類調査

監査対象部に対して関係書類の提出を求め、書類調査を行った。

### (2) 事情聴取

監査対象部の関係職員からの事情聴取を行った。

## 第 3 監査の結果

### 1 認定した事実

当監査委員は、上記第 2 - 6 の調査等により、次の事実を認めた。

#### (1) 本件業務に係る契約（以下「本件契約」という。）の概要

本件業務は、豊平区東地区について、道路除雪、道路維持及び河川維持を行うため、札幌市が共同企業体と締結した業務委託契約に基づき行われているもので、その概要は次のとおりである。

#### ア 業務名

豊平区東地区道路維持除雪業務

#### イ 施工場所

札幌市豊平区東地区内管理道路ほか

#### ウ 履行期間

平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日

エ 委託料

533,400,000 円（平成 25 年 9 月 26 日契約時）

オ 委託料の支払時期

月ごとに完了検査を行い、検査合格後に受託者からの請求を受けて支払う。

カ 業務内容

「札幌市道路維持除雪業務委託仕様書」（以下「本件仕様書」という。）で定められている。

キ 業務受託者

共同企業体

(2) 本件路線の概要について

本件路線の幅員及び本件業務における歩道除雪計画は、次のとおりである。

ア 道路幅員

11.0m

イ 歩道幅員

2.5m（両側）

ウ 車道幅員

6.0m

エ 本件業務における歩道除雪計画

片側のみ歩道除雪を行う。

(3) 本件業務における歩道除雪に係る定めについて

本件業務の内容は、本件仕様書に定められているが、このうち、歩道除雪については、次のような定めがある。

ア 除雪の出動は降雪の経過を十分に見極め、地吹雪による吹き溜まりの発生や圧雪状態、路面の不陸状態等を総合的に判断し、次の各号に該当する場合にするものとする（出動基準）。

(ア) ほぼ連続した降雪で、積雪深が 10 cm を超え積雪により歩行者の歩行が困難となり、除雪作業が必要なとき。風雪や地吹雪等による吹き溜まりの発生が予想されるとき。

(イ) 風雪や地吹雪等による交通障害の発生が予想されるとき。

イ 歩道除雪を行っている路線で雪堤の大きさや車道の有効幅員減少などによっ

て、シーズン途中から歩道除雪が困難になり車道拡幅除雪に変更せざるを得ない場合については、事前に担当職員と協議すること。

(4) 車道拡幅除雪について

上記(3)イのとおり、本件仕様書においては、歩道除雪を車道拡幅除雪へ変更する場合があることが想定されている。ここでいう車道拡幅除雪とは、安全な歩行スペースを確保することを目的とする作業であり、具体的には車道除雪によってかき分けられた雪が道路の両側に残り、そのかき分けられた雪の上を車両が通行することで路面がすり鉢状となるため、歩行者の転倒の危険性が高まることや道路の中央部を歩行せざるを得なくなることを防止するためのものである。歩道除雪に代えて車道拡幅除雪を行うことは、歩道除雪を行うことができない場合に通常採られる手法であり、他区においても同様の取扱いとなっている。

また、歩道除雪は基本的に夜間作業で行い、除雪機械のオペレーター、誘導員及び伴走車運転手の3名の班体制で実施されるが、歩道除雪の代わりに実施する車道拡幅除雪についても、歩道除雪と同様の除雪機械と班体制により歩道除雪の一連作業として実施することとなっている。

(5) 本件路線における作業状況について

本件路線については、請求人が主張するとおり、請求日の平成26年2月25日現在で歩道除雪は行われておらず、代わりに車道拡幅除雪が行われていた。その作業状況及び経緯は、次のとおりである。

ア 平成25年10月1日～12月12日

時折降雪があったが、出勤基準に達していないため、除雪出動はなされていない。この間、歩道部分も含めた道路には、地域住民宅の敷地からの雪出しなどが行われている。

イ 平成25年12月13日

- (ア) 本件契約締結後初めて出勤基準に達する降雪があり、除雪出動がなされる。
- (イ) 業務受託者である共同企業体は、歩道部分には既に相当量の積雪深があるため、除雪機械による作業が困難であることを監査対象部の担当者へ報告し、協議を行う。
- (ウ) 監査対象部が現地確認したところ、今後の歩道除雪は困難と判断されたため、歩道除雪に代えて車道拡幅除雪を実施することを決定し、共同企業体へ指示す

る。

(エ) これを受けて共同企業体が車道拡幅除雪を実施する。

ウ 平成25年12月14日以降

以後これまでに、本件路線では歩道除雪に代えて車道拡幅除雪が18回行われている。この車道拡幅除雪は、歩道除雪の一連作業として実施されており、実施回数も他の歩道除雪を行う路線と同じである。

(6) 本件業務の履行確認について

監査対象部では、本件業務が本件仕様書に則り適正に行われているかを、作業日報及び作業報告書並びに現場視察（以下「作業日報等」という。）により確認しており、本件路線についても、積雪深等が歩道除雪の出動基準に達した際、他の歩道除雪を行う路線と同様に、歩道除雪の一連作業として車道拡幅除雪が実施されていることを、作業日報等により確認した。

(7) 本件措置請求に係る支出の状況

札幌市から業務委託先である共同企業体に対する本件業務委託料の支払状況は、次のとおりである。

なお、歩道除雪に代えて車道拡幅除雪を実施した場合にも、歩道除雪の単価を採用して算定した委託料が支払われている。

ア 平成25年11月14日

本件業務に係る10月分の委託料が支払われる。この中には本件路線に係る歩道除雪及び車道拡幅除雪に要した経費は含まれていない。

イ 平成25年12月13日

本件業務に係る11月分の委託料が支払われる。この中には本件路線に係る歩道除雪及び車道拡幅除雪に要した経費は含まれていない。

ウ 平成26年1月16日

本件業務に係る12月分の委託料が支払われる。この中には、本件路線において歩道除雪の代わりに実施された車道拡幅除雪に要した経費が含まれている。

エ 平成26年2月12日

本件業務に係る1月分の委託料が支払われる。この中には、本件路線において歩道除雪の代わりに実施された車道拡幅除雪に要した経費が含まれている。

オ 平成26年3月14日

本件業務に係る2月分の委託料が支払われる。この中には、本件路線において歩道除雪の代わりに実施された車道拡幅除雪に要した経費が含まれている。

## 2 判断

前記1の認定した事実に基づき、当監査委員は、請求人が本件措置請求で主張する違法性の事由について、次のとおり判断する。

### (1) 歩道除雪に代えて車道拡幅除雪を行うことについて

前記1で認定したとおり、本件路線においては、歩道除雪が行われておらず、これに代えて車道拡幅除雪が行われている。しかし、これは、本件契約の内容を規定する本件仕様書において当初より歩道除雪を行うことができない場合の除雪手法として定められているもので、本件契約上は問題とする余地がないものである。

### (2) 本件仕様書の妥当性について

そこで、このような代替の除雪手法を定める本件仕様書の妥当性を以下に検討する。

まず、歩道除雪は、歩行者の歩行を確保するために行うものであるが、降雪量や路面状況によっては、實際上歩道除雪を行うことが困難となる場合も想定される。本件仕様書は、その場合であっても、車道拡幅除雪を行うことにより安全な歩行スペースを確保することとしているものである。

そして、歩道除雪に代えて行っている車道拡幅除雪は、積雪深等が歩道除雪の出動基準に達した際に、歩道除雪の一連作業として歩道除雪と同じ回数行われるから、降雪期の安全な歩行スペースの確保を図る上では相応の効果をあげていると認められ、したがって、本件仕様書の定める除雪手法が妥当性を欠くということはない。

請求人は、車道拡幅除雪では歩行者の安全確保の面で不十分であると主張するが、降雪状況や地域住民宅の敷地からの雪出しなどの結果、歩道除雪を行うことが困難な状況のもとでは、このような代替措置を選択することも十分な合理性がある。

### (3) 本件業務に係る支払いの違法性について

請求人は、歩道除雪を行う計画となっている本件路線について、歩道除雪を実施していないにもかかわらず、これに係る委託料が支払われているのは違法と主張している。

しかし、上記(1)(2)で述べたとおり、本件路線において、歩道除雪に代えて車道拡幅除雪を行ったことについては、本件仕様書中の規定に基づき監査対象部の指示に従って実施されたものであり、また本件仕様書についても妥当性を欠くものとはいえないから、当該車道拡幅除雪業務に対して、札幌市から委託料を支出したことは正当な行為と認められる。

そして、歩道除雪に代わる車道拡幅除雪に対し、歩道除雪の単価により委託料を算出していることについても、歩道除雪の一連作業としての車道拡幅作業であり、歩道除雪と同様の人員と作業工程により行っていることを考えると、不合理なものということとはできない。

したがって、本件業務に係る支払いについては違法性があるとは認められず、これにより札幌市に損害が発生しているとの請求人の主張も採用できない。

#### (4) 豊平区土木部の除雪管理体制が不備であるとの主張について

請求人は、上記(1)から(3)に述べた趣旨のほか、豊平区土木部の除雪管理体制が不備であるとして、歩道除雪対象道路であることを地域住民へ周知徹底することや、歩道除雪を行わないのであれば、当初の除雪計画路線から外すべきである旨主張している。

当監査委員としても、本件業務の実施にあたっては、地域住民の理解が不可欠であり、監査対象部は地域住民との話し合いを重ね、住民合意を図りつつ、実態に応じて常に業務改善に取り組んでいくことが重要であると考えているが、これらはいずれも財務会計上の違法性や不当性の問題ではないから、本件措置請求の対象として取り上げることはできないものと判断する。

## 第4 結論

以上により、請求人の本件措置請求には理由がないので、これを棄却することとする。